

13世紀日本の気候変動と人心

13th Century Japan's Climate Change and People's Mind

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

要旨：

日本の12世紀～13世紀はあらゆる意味に於いて転換点、過渡期とも言うべき時期であった。それは政治・軍事史的にも経済史的に於いても言い得ることであったが、気候的には平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」にも当たった。そうした中で未曾有の大被害を発生させた「寛喜の飢饉」は起きたのである。

本シリーズの初稿に於いて示した様に、⁽¹⁾ 歌人藤原定家（ふじわらのさだいえ・ふじわらのていか）が自身の私日記である「明月記（めいげつき）」[建久7年（1196）6月25日条]⁽²⁾に於いて示した「天」に関わる対空間認識である「天變頻示、凶事間聞」とする記述とは、地上側に於ける騒然として乱れた状況が、「天」をして、特に「暑氣殊甚」とした異常気象を発現させ、人々へ対して啓示・警告を行なっているとした思想であった。そこで、本稿では、「明月記」と「吾妻鏡」とを主たる素材としながら、こうした過酷な気候変動に向かい合っていた人々の様相に関して追究することとした。

キーワード：明月記、吾妻鏡、寛喜の飢饉、災害、冷夏

はじめに：

寛喜の飢饉は「明月記」や鎌倉幕府に関連した「吾妻鏡」⁽³⁾に於いて、どの様に描写されていたのであろうか。ここでは、この時の気象現象と飢饉との関連性に関して考察を加える。

先ず、「明月記」(明と略す)、「吾妻鏡」(吾と略す)の寛喜2年（1230）～3年条に就いて、天文の異変をも含んだ現象種別毎に検証をする。猶、ここで提示したのは現実的に災害を引き起こす可能性のあった事象、及び、対災害観を窺い得る事象に限定し、基本的には同日条に記載された複数の自然現象に就いては、主たるものに依って区分けを行なっている。又、前者に於ける主たる発災対象地域は平安京・畿内であり、後者のそれが鎌倉・東国中心であることにも留意をしなければならない。特に発災地の地名が記録されていない事例に在っては、当該災害の発生地が夫々、平安京・鎌倉であったことが想定される。そして、前者は

プライベートな私日記であるのに対して、後者は鎌倉幕府という機関で編纂されていたものと推定される編年体の記録であったという、史資料としての特質にも配慮をしなければならない。

前者には素直な見解が期待できると共に、曲筆が余り存在しないであろうという推論が成り立つが、後者では正確さを期待できるものの、記述内容の真実性という観点からは、幾多の留保を行なう必要がある。

記事の抽出：

①暑熱：

- (1) 寛喜2年2月28日条「今日暑氣忽生甚辛苦、即退出、西風漸扇、浮雲漸陰」(明)
- (2) 同年6月13日条「暑熱忽成、心神彌惱」(明)
- (3) 同14日条「暑熱尤甚」(明)
- (4) 同22日条「天晴、暑甚、及日入西天陰雨灑」(明)

- (5) 同23日条「雲陰風不吹、暑熱如例、夏殊難堪」(明)
- (6) 同24日条「暑熱惱亂、一寢之後大雨如沃(そそぐ)」(明)
- (7) 同27日条「夏天連々之西百穀豐饒(ほうじょう。豊作)有年(ゆうねん。豊年)之由、民戸已誇(得意になる、大袈裟に喧伝する)云々」(明)
- (8) 同年7月22日条「今夜煩暑(はんしよ。暑苦しい)不下部」(明)
- (9) 寛喜3年5月17日条「此間炎旱涉旬。疾疫滿國。仍為天下泰平國土豊稔。今日。於鶴岳八幡宮。令供僧已下三十口之僧。讀誦(どくじゆ。読経)大般若經。又十ケ日之程。可修問答講之由被定仰」(吾)
- (10) 同年7月19日条「天晴、暑氣昨今殊盛」(明)
- (11) 同23日条「暑熱猶盛」(明)
- (12) 同25日条「萩花(秋の七草の1つ。マメ科ハギ属の落葉低木や多年草の総称。開花期は7~10月)漸開、暑氣猶盛」(明)
- (13) 同年8月4日条「日夜暑熱甚於夏」(明)
- (14) 同5日条「暑氣殊甚」(明)
- (15) 同8日条「暑熱甚難堪」(明)
- (16) 同9日条「天晴、殘暑雖難堪、朝霧似秋天、午後乍晴雷鳴、雖非猛烈經時刻、(中略)及日入(ひのいり。日没)俄陰大雨降、無程止、月雖晴墨雲頻掩(おおう。覆い隠す)」(明)
- (17) 同15日条「今朝暑氣猶宜遣懷(けんかい。心をやる)」(明)
- (18) 同16日条「天晴、昨夜着綿衣(わたぎぬ。綿を入れた衣服)、今日終日着袂(あわせ。裏地の着いた着物)小袖、日來自日出程至于夜半着帷(かたびら。裏地の無い着物)流汗」(明)
- (19) 同年9月1日条「天晴、夜雨降、午後又有暑氣、又着帷、萩花盛出」(明)
- (20) 同2日条「朝雲分、陽景見、晴陰不定、暑氣猶殘、自朝着帷」(明)
- (21) 同3日条「朝陽間晴、陰雲頻掩(おおう。覆う)、(中略)暑氣如昨、辰時(8:00前後)許小雨降、巳時(10:00前後)天快晴、申時(16:00前後)許雨又降」(明)

②降水：

- (1) 寛喜2年2月30日条「終日甚雨、雲奔西」(明)
- (2) 同5月5日条「朝天陰、(中略)終夜甚雨」(明)

- (3) 同6日条「自夜甚雨、未時(14:00前後)漸休」(明)
- (4) 同15日条「申時(16:00前後)雷電猛烈急雨」(明)
- (5) 同19日条「終日雨降、或止陽景見、夕雷電、終夜雨如沃」(明)
- (6) 同20日条「自夜甚雨」(明)
- (7) 同21日条「朝雨止、天猶陰、午時(12:00前後)許大風雨灑、夜前鴨水溢、人難渡、今朝脫衣下人等云々」(明)
- (8) 同年6月14日条「風雨甚」(吾)
- (9) 同21日条「朝天陰、陽景漸晴、未斜(はず)俄大雨雷鳴」(明)
- (10) 同年7月13日条「依涼氣下部、取入灯、一寢之後大雨如注、夜半之後漸微」(明)
- (11) 同17日条「天陰、辰(8:00前後)後雨降、秋雨濛々(もうもう。立ちこめる様子)、有涼氣、終日著小袖、(中略)無暑氣、暗雨(暗夜に降る雨)打窓、(中略)仗議〔じょうぎ。左近衛・右近衛の陣座(じんのざ)に於ける公卿の評議〕定甚雨歟」(明)
- (12) 同19日条「終夜今朝雨猶降、秋雨終日不止、(中略)夜一寢之後雨更如沃」(明)
- (13) 同年8月6日条「午尅甚雨。及晚洪水。河邊民居流失。人多溺死。古老者云。未見此例云々」(吾)
- (14) 同年10月11日条「申終又甚雨」(明)
- (15) 同13日条「入夜大雨如沃」(明)
- (16) 同24日条「昨夜自丑刻(2:00前後)至今日〔子刻(0:00前後)〕甚雨」(吾)
- (17) 同年11月18日条「自遲明(ちめい。夜明け)忽甚雨、終日雲晴雨降」(明)
- (18) 同年12月9日条「(雨)雪降」(吾)
- (19) 寛喜3年正月19日条「自昨夜子刻。及午一点(11:00)。白雪降。積三寸。」(吾)
- (20) 同年7月14日条「天晴、入夜之間俄急雨、無程止」(明)
- (21) 同16日条「天猶陰、雨間降、巳時(10:00前後)許如沃(そそぐ)而暫休、(中略)午未時許雨又如沃、又暫休止、夕陽忽晴、入山之後雲又晴、終夜大雨」(明)
- (22) 同17日条「遲明(ちめい。早朝)雨如飛瀧(ひろう)、雷電、一聲猛烈二聲微(かすか)、朝雨猶如建瓶水、巳一點(9:00)許雖纒(わ

ずかに) 止、雲猶奔北又如沃、鴨水大溢云々、午時青天忽晴、白日尤鮮、四望雲収」(明)

(23) 同年8月7日条「天晴、未(14:00前後)後俄大雨、暫而休」(明)

(24) 同年10月19日条「雨頻降」(吾)

③冷夏：

(1) 寛喜2年6月10日条「涼風颯然(さつぜん。風が寂しく吹く様子)似秋天」(明)

(2) 同16日条「朝陽快晴、未後風吹、猶有涼風、朝間涼氣如秋、今年槐[えんじゅ。マメ科の落葉高木で耐寒性がある。開花期は7~8月。槐花(かい)か)には止血、槐角(果)には痔疾、樹皮は腰痛、根(苦参。くじん)には解熱や利尿の薬効がある]花皆落盡、早速可奇」(明)

(3) 同日条「美濃國飛脚參申云。去九日辰尅。當國蒔田庄(岐阜県大垣市上石津町牧田付近)白雪降云々。武州(北条泰時)太令怖畏給。可被行徳政之由。有沙汰云々。濃州与武州。兩國中間。既十餘日行程也。彼日同時有此(彼)恠異。尤可驚之(云々)。凡(凡)六月中雨脚頻降。是雖爲豊年之瑞。涼氣過法。五(又)穀定不登歟。風雨不節。則歲有飢荒云々。(中略)陰陽不同之條。匪(あらず)直也(之)事哉。就中當月白(日)雪降事。少其例歟。孝元天皇(第8代)三十九年六月雪降。其後歷二十六代。推古天皇御宇三十四年(626)六月大雪降。亦歷二十六代。醍醐天皇御宇延長八年(928)六月八日大雪降。皆不吉也。今亦歷廿六代但奉加九條帝。今月九日(白)雪下。上古猶以成奇(怪)。況於末代哉」(吾)

(4) 同17日条「天晴、早朝涼氣、薄霧如秋、(中略)夜涼著綿衣」(明)

(5) 同18日条「遙漢(ようかん。天空、天の川)無雲、涼氣如昨日、已後有暑、未後天漸陰、無力窮屈(疲れること)」(明)

(6) 同年7月15日条「朝霧、涼風如仲秋、昨今萩花盛開、無力厄弱(おうじゃく。体力や気力が弱弱しいこと)」(明)

(7) 同年8月2日条「天晴、終日著綿衣、薄(すすき。秋の七草の1つ)穂多出、近日小鳥出山渡云々、菊花已含(内部に含み持つ)」(明)

(8) 同3日条「今夜寒氣」(明)

(9) 同8日条「申尅。甚雨大風(風惡)。及夜半(休)止。草木葉枯。偏如冬氣。稼穀(穀物、収穫)皆

損亡(そんもう。風水害、旱害、虫害等によって農作物が被災すること)」(吾)

④降霜：

(1) 寛喜2年3月4日条(グレゴリオ暦・太陽暦の4月18日)「朝霜如雪、蒼天清明」(明)

(2) 同年7月16日条(グレゴリオ暦・太陽暦の8月25日)「霜(雪)降。殆如冬天(云々)」(吾)

(3) 寛喜3年2月23日条(グレゴリオ暦・太陽暦の3月28日)「霜如雪、(中略)今日微(しるし、きざし)橘(ミカン科の常緑低木。近畿地方以西の山地に自生する日本で唯一の野生のミカン。高さは約3~4メートルに成長する)木覆屋、西北薄紅梅盛開」(明)

⑤天文の異変：

(1) 寛喜2年2月23日条「被始行御祈等。去廿一日(閏正月)依有太白(たいはく。金星)變也」(吾)

(2) 同年4月1日条「日蝕、十五分之三、虧(かける)初午八刻(13:00)加時未一刻(13:00)、後復本未三刻(13:30)、雲膚(雲覆。うんぷ。雲が広く広がっている様子。又、その様な雲)忽起、雨脚讒(へつらう、おもねる)降、辰時雨止、依陰氣朝間開北面遣戸、已後暗雲覆大雨降、蝕不可現歟、仍上蔀、及申時雨止雲飛、太陽適(たまたま)見不虧云々、不及須叟(與)雲又隔、(中略)甚雨尤可謂驗徳(げんとく。加持や祈禱を行なった功德としての得られた靈驗)歟」(明)

(3) 同日条「雨(降。仍)日蝕不現」(吾)

(4) 同年11月3日条「初月晴、奇星見云々」(明)

(5) 同4日条「夜天晴見奇星、此星朧々(ろうろう。ぼんやりしている様子)光薄、其勢非小、去二日泰俊朝臣示送、自一昨日夜晦日、奇星現辛方(東南東の方角)、在織女(二十八宿の北方玄武牛宿)東天津(二十八宿の北方玄武女宿)良(うしとら。北東)奚仲(二十八宿の女宿)傍、其體客彗之疑候、未及光芒(こうぼう。彗星等の尾を引く光の筋)、如當時者客星(かくせい。常に見える訳では無い星で、一時的に出現をする新星や彗星等を指す)之條、無不審、客與彗大略雖同體、占文各別、共重變候」(明)

(6) 同8日条「去月十六日夜半。陸奥國芝田郡(宮城県南部地域)。石如雨下云々。件石一進將軍家。

大如柚。細(小)長也。有廉(かど。目に付く特徴、詮索する)。石下事廿余里云々(吾)

(7) 同11月6日条「霜凝(こごる。凝結する)、天晴、北山雪白、客星事、依不審問泰俊朝臣、返事如此、曉夕(ぎょうせき。朝夕)東西之條驚而有餘、客星一昨日夜前全現候了、出現以後去二日陰雲不見候、其外者天快晴、連日見候、而此兩日者無引運、天曉(明け方)見良方候、曉夕東西出現候之條以外(予想外な事)候、客星出現例、皇極天皇元年(642)秋七月、甲寅、客星八月、陽成院貞觀十九年(877)正月廿五日、丁酉、戌時(20:00前後)、客星在辟(二十八宿の北方玄武壁宿)、見西方、宇多天皇寛平三年(891)三月廿九日、己卯、亥時(22:00前後)、客星在東成星東方、相去一寸所、醍醐天皇延長八年(930)五月以後七月以前、客星入羽林(うりん。二十八宿の北方玄武危宿南東方に在る衆星。天宮に於ける大將軍)中、一條院寛弘三年(1006)四月二日、癸酉、夜以降騎官(二十八宿の東方青龍氏宿)中有大客星、如熒惑(けいこく。火星)、光明動耀、連夜正見南方、或云、騎陣將軍星(二十八宿の氏宿。騎兵や戦車を指揮する將軍)變本體増光歟、後冷泉院天喜二年(1054)四月中旬以後丑時、客星出觜(二十八宿の西方白虎觜(し)宿)參(二十八宿の西方白虎參(しん)宿)度、見東方、孛(はい、ほうきぼし。光り輝く様子。彗星)天關星(二十八宿の西方白虎畢宿(ひっしゅく)。おうし座のゼータ星)、大如歳星(さいせい。木星)、二條院永萬二年(1166)四月廿二日、乙丑、亥時、客星彗見大微宮(三垣(えん)の1つ紫微垣(しびえん)。天帝の居所。こぐま座、りゅう座、カシオペア座、おおぐま座付近)事、高倉院治承五年(1181)六月廿五日、庚午、戌時(20:00前後)、客星見北方、近王良星(二十八宿の西方白虎奎宿(けいしゅく)。カシオペア座β星)守傳舎星(カシオペア座等の9星)」(明)

(8) 同年12月5日条「客星出現云々」(吾)

(9) 同7日条「以周防前司親實奉書。客星出現否。廣被尋天文道云々」(吾)

(10) 同11日条「今曉 客星猶出現。京都去月廿八日出現。天文博士維範朝臣取前奏聞云々」(吾)

(11) 寛喜3年4月14日条「月蝕。虧初丑七刻(2:45)。復末寅一刻(3:00)。不現云々」(明)

(12) 同年9月24日条「寅刻(16:00前後)。

月犯軒轅(けんえん。七星の北にある17星)第三星云々」(吾)

(13) 同年11月6日条「辰刻(8:00前後)。

大流星亘天。自東山入西際。人怪之」(吾)

⑥大風：

(1) 寛喜2年4月13日条「自朝微雨降、已後滂沱(ぼうだ。雨が激しく降る様子)、(中略)甚雨風交、(中略)雨終日不止、(中略)申酉時之間(17:00前後)風雨殊盛、終夜大風」(明)

(2) 同14日条「東風猶猛烈、雲赴西、朝陽漸霽(はれる)」(明)

(3) 同年5月18日条「自夜雨降、或止或降、未後風猛烈相交、及昏黑(こんこく。日暮れ)之内大雨如注、間雖休止、雨脚不異飛礫」(明)

(4) 同年7月28日条「歸後雨降、夜深大風、野分(のわき。二百十日・二百二十日の前後に吹く暴風。台風に依る強風とする説もある)歟」(明)

(5) 同年8月8日条「大風折木、少雨間交、及秉燭(へいしょく。夕方)頗宜、入夜止」(明)

(6) 同年9月8日条「自申(一)尅(15:00)。至寅四點(刻)(4:30)。大風(風惡)殊甚。御所中已(以)下人家。多以破損顛倒云々」(吾)

(7) 同年11月3日条「臨昏大風急起」(明)

(8) 寛喜3年正月1日条「曉雨降、朝雲分、辰時陽景(太陽光)晴、(中略)黄昏以後大風猛烈」(明)

(9) 同5日条「朝雲漸散、巳時雨又降、日午天晴、(中略)或晴或陰、云風云雨雲不定、(中略)入夜又(同1日条に対応)大風發屋、沍寒(ごかん。極寒)終夜達、且霰零(あられこぼし。大小の玉石を敷き詰めた庭の石敷き)氷結」(明)

(10) 同6日条「朝陽霽(はれる)、寒風烈、(中略)午後大風彌猛烈、寒氣殊甚、萬物氷閉(閉)氷が張ること)、(中略)終夜大風」(明)

(11) 同年2月25日条「自遲明雨降、未後雨漸止、申時(16:00前後)陽景晴、朝間融(やわらぐ)、風猛烈、雨止、已後甚雨、(中略)雨中對花柳(かりゅう。花と柳であるが、花の紅色と柳の綠色との色彩対比で美しいものの例えとして使われる)、悲残涯(残り少ない生命)、雨漸止、陽景晴、而花色鮮、及秉燭又大風」(明)

(12) 同年3月1日条「天陰風烈、晝後如揚沙石」(明)

(13) 同2日条「通夜大風雨降、荒屋破壊、(中略)

連日大風摧折(さいせつ。樹木等が折れること)
 花樹、破壊墻(かき。垣根)垣、未後大風彌猛烈、
 匪(あらず。否定の助字)直之事、極以怖異、纒(わ
 ずか)に開始八重櫻乍莖吹剪(きる、つむ)了(明)
 (14) 同年5月5日条「晴。南風烈」(吾)
 (15) 同年7月29日条「昨夜風雨聲聞、朝雲
 赴西北、巳時陽景見、雖風烈雲起雨僅灑、不濕(う
 るおす)地」(明)
 (16) 同年8月1日条「風雲赴西北、陽景猶晴、
 洗頭念誦、東風終日吹拂、猶無涼氣」(明)
 (17) 同5日条「自夜大風頻扇(あおぐ)、夜猛烈」
 (明)
 (18) 同6日条「朝間猶大風、少雨漸止、巳後晴」(明)
 (19) 同年9月4日条「自夜雨降、終日不止、入
 夜大風」(明)
 (20) 同5日条「雲晴風烈」(明)
 (21) 同年10月25日条「及晚大風吹。戌四剋
 (20:30~21:00)。相州(北条時房)公文所燒亡。南風頻扇。東及勝長壽院橋邊。西迄于
 (西邊至、邊西至)永福寺惣門之内門。(烟)炎如飛。
 右大將家(源頼朝)并右京兆(北条義時)法花堂
 同御本尊等爲灰燼(かいじん。建物等が焼け落ちて
 跡形も無く灰になってしまう様子)。九人畜燒
 死不知其員(かず)。是盜人放火之由。有其聞云々」
 (吾)
 (22) 同27日条「式部大夫入道光西(伊賀光宗。
 後に評定衆)。相模大掾業時。執申法花堂并本尊
 災事。縱雖爲理運(不可避な)火災。於關東尤可
 怖畏(ふい。恐れること)思食(4代將軍藤原頼
 経が)之由。各進意見狀」(吾)

⑦ 発雷：

(1) 寛喜2年3月12日条「戌刻雨降。(有)西
 方雷鳴」(吾)
 (2) 同年6月9日条「雷雨。西四點(剋)(18:
 30~19:00)。雷落于御所御車宿東母屋屋
 上。柱破風等破損訖(畢)。後藤判官下部一人悶
 絶。則纏筵(席)出自北土門畢。(及)戌剋(19:
 00)死云々」(吾)
 (3) 同14日条「依去九日雷事。可令避御所給否。
 將又被行御占。就吉凶(宜)御進(退)否事。及
 評議。意見區分。(中略)㊶醍醐御宇延長八年(9
 30)六月廿六日。清涼殿坤(未申)(南西)方
 柱上霹靂(雷鳴、落雷)。大納言清貫卿。右中弁希

世朝臣忽爲雷火薨卒。(中略)延長例不吉也。(中略)
 ㊷故右大將家(源頼朝)被攻奥州之時。軍陣雷落。
 ㊸兼久兵乱之時(承久の乱。1221年)。右京
 兆(北条義時)釜殿(かなえどの。湯を沸かしたり、
 調膳するの爲の釜を設置した建物)雷落。皆是吉
 事也。然者不可爲(處)恠異。可定吉事云々。(中略)
 去「十」九日雷落事。若雖有可忌之事。於關東先
 例者。還(かえる)可謂吉事歟。(中略)大内以
 下所處雷落常事也。(中略)雷落所不可居住之由。
 先祖晴道會釋(真理を明らかにすること)之上。
 金匱(堂・櫛)經并初學記文等不快。可令去給云々。
 (中略)鷺(さぎ。コウノトリ目サギ科に属する
 鳥の総称)与雷雨恠異重疊(ちようじょう。幾重
 にも重なること)訖。尤可令避之給云々。(中略)
 京邊雷落所々不被去之上。限此御所。不可有其儀
 云々。被處于吉事者。不能去御所。又不可有御參
 (祭)云々。付是非。可被行御占之旨。被仰之間。(中
 略)如去九日酉剋者。一切無別御事。粗宜之由占
 申」(吾)
 (4) 同年11月18日条「朝晴。午刻(時)俄風雨。
 申剋雷鳴。入夜暴風雷雨甚。冬至雷。殊變異也。
 可有御慎(警戒する、物忌みをする、斎戒する)
 云々」(吾)
 (5) 寛喜3年7月12日条「朝天晴、未時許雷
 鳴不雨」(明)
 (6) 同13日条「天晴、未時許黑雲起自乾(北西)、
 雨灑雷鳴、去晦(6月の末日)荒和祓(あらにご
 のはらえ。六月祓、夏越の祓い、茅の輪のまつり)
 時刻、郭公(カッコウ目カッコウ科の鳥で、日本
 へは夏鳥として渡来し、5月~8月にかけて見ら
 れる)數聲之後無其聲、鶯舌(おうぜつ。鶯の舌、
 又、その鳴き声。美声を象徴する)又至、此晦朔
 高聲如叫、此四五日又罷其音、猶在竹樹之中、隨時
 節廻轉(さえずる)、依催其興往々」(明)
 (7) 同年8月7日条「未時(14:00前後)
 雷電大雨再降」(明)
 (8) 同年11月17日条「今曉寅剋(4:00
 前後)。海邊鳴動。其響(吟音)如雷音(音雷。
 音雪)」(吾)
 (9) 同年12月30日条「今夜戌(20:00前後)
 亥(22:00前後)兩時。甚雨雷鳴。及深更(し
 んこう。深夜)雨休。大晦夜雷鳴。爲殊重(天)
 變之由云々」(吾)

⑧降雹：

(1) 寛喜2年6月11日条「武藏國在廳等注申云。去九日辰尅（8：00前後）。當國金子郷雷（雪）交雨降。又同時降雹云々」（吾）

⑨動物、植物：

(1) 寛喜2年6月24日条「昨今暑氣、東小屋（壺）有蛇（へび）、以友村令取弃、腹中飲物、出庭中之間漸吐出之、蛙也、未死漸動搖、令入水中、無事存命云々、於蛇は弃川原、蛙已生非惡事（後世に於いて悪い報いを受けるべき悪業）哉」（明）

(2) 同年11月21日条「天晴、風靜、近日諸國所々麥多熟、或食用之由巷説、不信受（しんじゅ。信用して受け入れたり信仰したりすること）之處、今日見其穂出、如三月許、此事定不就之由令然（少しも動ずることなく冷淡な態度でいる様子）歟、尤不快事也、在松崎邊云々、草木之體今年多有非常違例事、尤可怖事歟、櫻木多花開、白河邊在所々云々、笋（たけのこ）生人食之云々」（明）

(3) 寛喜3年2月27日条「（頭注）朝庭八重櫻（一般的にはソメイヨシノより開花期が1～2週間程度遅い）、今年栽、僅開」（明）

(4) 同年4月28日条「酉尅（18：00前後）。御所北對邊。恠鳥集。水鳥類也（歟）。其鳥黑（ツル目クイナ科のオオバンか）。翌日死。少々雖有見知之人。其名不分明云云」→同29日条「就昨日鳥事。被行御占。泰貞。晴賢。晴幸。重宗。宣賢。成光等參上。病事。又就女房可聞食病事之由占申之。入夜被行御祈等云々」（吾）

(5) 同年8月10日条「午時許聊陰雨灑即止、萩花盛開、每朝槿〔むくげ。アオイ科の落葉低木。樹高は約2～3メートルに成長し、夏～秋には直径約5～15センチメートル程の五弁花が咲く。木槿花（もくきんか）は蕾を乾燥した漢方薬であり、煎じて服用すると胃腸カタルや腸出血に効能がある。同じ渡来植物のアサガオと混同された〕花養眼」（明）

(6) 同年9月6日条「漢雲遠晴、朝霧始聳（そびえる）、昨夜寒氣忽催、巳時（10：00前後）許初雁（はつかり。秋になってその年最初に北方から渡って来た雁。雁は白鳥以外のカモ目カモ科の鳥の総称。日本にはマガンやヒシクイ等が冬鳥として越冬の為にやって来る）聲聞」（明）

⑩飢饉：

(1) 寛喜2年10月13日条「今日使家僕堀棄前栽（せんざい。庭前に植え込んだ草木や草花）北庭、爲麥壠（作物を作る為に土を盛り上げた畝）、雖少分爲支凶年之飢也、莫嘲貧老有他計（他の良いアイディア）哉」（明）

(2) 寛喜3年3月19日条「今年世上飢饉。百姓多以欲餓死。仍武州（執権北条泰時）。伊豆駿河兩國之間施出舉〔すいこ。古代以来実施されて来た稻粟（とうぞく）や錢、財物の有利子貸付制度。公出舉は国家が実施し、後には強制力を伴って租税化した。民間で行なわれた私出舉は営利目的であった〕米。可救其飢之由。被仰聞有倉廩（そうりん。穀物倉庫）輩。豊前中務丞奉行之。件奉書被載御判云々。「今年世間（世の中）飢饉之間。人民餓死之由風聞。尤以不便。爰伊豆駿河兩國入出舉之輩。依不始施。弥失計略云々。早可入把馴（はじゅん。利息）出舉之由。所被仰下也。兼又後日若有對捍（たいかん。課役等の納入義務に対して頑強に拒否すること）。隨注申可有御沙汰之由候也。仍執達如件。寛喜三年三月十九日。中務丞實景奉。矢田六郎兵衛尉殿」（吾）

(3) 同年8月4日条「靜俊註記來談、山上社頭飢饉又狼藉、未尋常云々」（明）

(4) 同7日条「未初尅（13：00）興心房被過談、自然移時刻、（中略）法師原（法師達）飢饉無計略（善処すること）之上、法務御房深處（しんしよ。奥深いところ）奇怪程可譏言（ざんげん。事実を捻じ曲げたり、虚言を構えたりして、他人を悪く言うこと）失之由」（明）

⑪旱・疫病：

(1) 寛喜3年07月15日条「天晴、日出之程地震、室宿〔二十八宿の北方玄武室宿（しっしゅく）〕火神（かじん。火の神、火伏の神）動云々、又不吉旱魃災殃（さいおう。災難）云々、（中略）京中道路死骸更不止、北西小路連日加増、東北院（京都府京都市左京区浄土寺真如町。上東門院藤原彰子の発願に依って建立）内不知數云々、小阿射賀庄（伊勢国一志郡に在った小阿射賀御厨。藤原定家が領家）民自六月二十日比至于近日六十二人死去」（明）

(2) 同16日条「今月天下大飢饉。又二月以來洛中城外疾疫流布。貴賤多以亡卒云々」（吾）

(3) 同年8月1日条「天晴風静。世上漸豊饒(ほうじょう。作物が豊かに実ること)。死骸徐(おもむろ)散失云々」(吾)

⑫ 占い・祈り：

(1) 寛喜2年3月5日条「天變御祈。御修法三壇始行。又本命星供助法印。歳星供備中法橋」(吾)

(2) 同28日条「被行天變御祈(天變故被行御祈)。内外典數座云々」(吾)

(3) 同年9月27日条「(去四日)天變連々出現之間。爲御祈。今日始(而)被行五壇法(中央に不動明王、北壇に金剛夜叉明王、西壇に大威徳明王、東壇に降三世明王、南壇に軍吒利明王の五大明王を勧請し、同時に修する密教の修法。国家の重大時、及び、息災・増益・調伏等の目的に於いても修された)云々」(吾)

(4) 同年11月11日条「勝長壽院内新造塔婆(塔)上棟。武州監臨(かんりん。臨場して監督をすること)云々。又被行變異御祈云々」(吾)

(5) 同年11月22日条「被行天變御祈。大属星供助法印珍譽。東方清流辨法印良筭云々」(吾)

(6) 寛喜3年4月19日条「爲祈風雨水旱災難。於諸國々分寺。可轉讀取勝王經之旨。宣旨狀夜到着。仍今日爲民部大夫入道行然奉行。於政所關東分國可施行之由有其沙汰」(吾)

(7) 同年5月4日条「去月之比。或僧稱祇園示現(祇園の神が靈驗を示して出現すること)。注夢記。披露洛中。仍自殿下(九条道家)被送進于將軍家(藤原頼経)。假令(けりょう。凡そ)人別充錢五文若三文。可讀心經(般若波羅蜜多心經。日本では玄奘訳が多く採用されている)。於即(即於)巽(たつみ。南東)方。可修鬼氣祭。然者今年世上云疾疫云餓死可被除也。疫癘(えきれい。疫病)事。五月以後六月十八日以前(マテ)可蜂起(一斉に流行した)也云々。仍可懸此封。聽醫王源胤急々如律令 崩癸麗山柘(拓)急々如律令

令信此事者。可爲人民安穩天下泰(太)平之由也。今夜御所四角四堺〔しかくしかい。四角四堺祭、四角四境鬼氣の祭。陰陽道に於いて疫神に依る災厄を払う目的で、家の四隅、国の四堺とで行なわれた祭祀。又、朝廷に於いて6月と12月の晦日に執行された鎮火祭、及び、道饗(みちあえ)の祭を指す〕鬼氣御祭等被行之」(吾)

(8) 同7日条「地震。今日大進僧都觀基修藥師

護摩(藥師如来護摩供養法。病氣平癒等に対する祈禱)。天變御祈也。晴幸奉仕地震祭(「吾妻鏡」

同年4月5日条にも「未刻地震」とある)云々」(吾)

(9) 同年6月15日条「戌刻。於由比浦鳥居前。被行風伯(ふうはく、ふはく。風の神)祭。前大膳亮泰貞朝臣奉仕之。祭文者法橋圓全(金)奉仰草之。是於關東。雖無其例。自去月中旬比。南風頻吹。日夜不休止。爲彼御祈。武州令申行給之。將軍家御使色部進平内云々。武州御使神山弥三郎義茂也。今年於京都。被行此御祭之由。有其聞。在親朝臣勤行云々」(吾)

(10) 同16日条「今日風静。去夜風伯祭効驗(こうけん。効き目)之由。有其沙汰。泰貞朝臣賜御釵(つるぎ。両刃の太刀)等云々」(吾)

(11) 同年9月25日条「又來月一日蝕(しょく。太陽や月が欠ける現象)御祈事。今日被仰于松殿法印。大進僧都。宰相律師等云々。三壇御修法〔さんだんみじゅほう。天皇の身体を護る目的に於いて、護持僧が宮廷で長期間不断に修した如意輪法(延暦寺)・延命法(東寺)・不動法(園城寺)の秘法を言う]也」(吾)

(12) 同29日条「被行變異御祈云々」(吾)

(13) 同年11月24日条「辰剋(8:00前後)。鶴岳内三嶋社壇鳴動。仍有御占。依神事穢氣不淨也。可被慎御病事之由。占申之云々」(吾)

(14) 同25日条「云日來天變。云(日來天變之上)三嶋社壇鳴動。有驚御沙汰。御祈等始行之」(吾)

(15) 同年12月28日条「今夜。被行三萬六千神祭(陰陽道で行なわれる災厄払いの祭)廣資(安倍)。代厄〔代厄祭。だいやくまつり。陰陽道で行なわれる代病身の祭〕親貞(安倍)」(吾)

内容の検討：

① これらの記録を見ると、圧倒的に平安京に於ける暑熱が尋常ではなかったことが推測される。それには、平安京・鎌倉両者の置かれていた地形上の理由、そして、公家と武家という記主層の違いがあったものと考えられる。平安京は南西部分のみが開放部になっている半盆地地形であり、熱せられた空気が籠り易く、熱せられた空気の循環が進まなかったのであろう。これに対して鎌倉は背後の三方を山地で囲われていたとは言え、南側は太平洋であり、夏季に於いても涼しい海風の進

入が考えられる。⁽⁴⁾ 又、公家は思ったことを正直な形で自身の日記へ筆録をしていたが、武士は一寸したことでの不平不満を表明すること自体を避けていたことも想定される。相手が気象現象であれば、いちいちそれに動じることを良しとはしない風潮や思想があった可能性に就いても指摘をしておく。但し、この前後に於ける記事の検証からも、この両年が特に暑かったとすることも出来ないのである。

(1) の記事より、この年(寛喜2年)には、既に2月28日(グレゴリオ暦・太陽暦の4月12日)に「暑氣」を感知していたことから、季節の進行が速いスピードであったことが想定される。(7)の記事からは、同年夏季に於ける晴天続きで、特に西国地域での豊作の状況が描写されるのである。ただ、寛喜2年は、6月に入り暑熱の状況が記録はされていたものの、その程度はほぼ平年並みであったものと推測される。

翌年に入り、(9)で記された如く、寛喜3年5月17日(グレゴリオ暦・太陽暦の6月18日)段階では、既に早の状況が深刻化していたことが推測され、全国規模での**疾疫(具体的な内容は不明)**発生があったことが想定される。この伝染病の流行は、気温の上昇に伴うものであったことから、「**温病(うんびょう。発熱性の急性伝染病)**」、つまり、**蚊媒介感染症(伝染病)ー日本脳炎・デング熱・黄熱・チクングニア熱・ウエストナイル熱・ジカウイルス感染症(以上、ウイルス疾患)、マラリア(原虫疾患)**等であったものと考えられる。これに対して、寛喜3年では、5月～7月に於ける暑熱に関わる記事が殆んど見られない(6月には0件)ことから、気温は低めに推移していたことが類推される。その後、8月～9月にかけての時期には残暑の記事が散見され、気温の上下動も激しかったことが分かる。特に、同3年に関しては秋の訪れが早かったことが窺える。グレゴリオ暦・太陽暦の9月初旬には既に秋天の様相が感知されていたのである。この様な夏季に於ける低温傾向、気温の著しい上下動は、作物の生育に対しては深刻なダメージを与えていたことが想定されるのである。

こうした状況を受けて、鎌倉幕府は同日、「為天下泰平國土豊稔。今日。於鶴岳八幡宮。令供僧已下三十口之僧。讀誦大般若經。又十ケ日之程。

可修問答講之由被定仰」として、鶴岡八幡宮に於ける**大般若經の読誦**を実行させるのであった。大般若經(大般若波羅蜜多經)は、唐の玄奘の訳に関わる六百巻にも及ぶ大乘經典であるが、般若經に対する読誦や写經、思索すること等に依って生ずる功德が説かれることより、**鎮護国家、除災招福**に資すると考えられた。それ故、勅令に依る転読が繰り返されたのである。この時も、**承久の乱**を経て既に全国政権化していた鎌倉幕府は、そうした従前の朝廷に依る**祈りの対災害対応策**を踏襲し、**大般若經の読誦**を採用していたのであろう。

(18)～(20)の記事からは、この時期に於ける寒暖差の大きさをも推測させる。ただ、それも極端なものであったと迄は言うことができず、丁度、季節の変わり目にも当たっていた為か、日中と夜間との気温差が大きかったと考えられるが、そうした傾向は又、半盆地地形であった平安京に於いては更に増幅されていたのであろう。空調機器や家屋自体に室温の調節機能がなかった以上、当時の生活文化としては、藤原定家の様に**袂や帷**といった厚さの違う着物の小まめな脱着によって、寒暖差に対処をせざるを得なかったのである。

②寛喜2年に関しては5月～8月、7月～8月の期間に於いて、降水量の多い状況が確認される。鎌倉に於いても、都(鴨川)でも、大雨に依る河川水の越水が起り、人的・物的被害も発生していたことが記されていたものの、この両年がその前後の期間と比較して、特段に降水量が多かったという文献史料上の痕跡は見られない。寧ろ、寛喜2年に関しては、**秋雨**の語が早くも7月17日条(グレゴリオ暦・太陽暦の8月26日)には出現していたことより、この夏が比較的冷涼な夏であり、秋の訪れも早かったことも推測可能である。

寛喜2年に関しては、6月以降に於ける降水記録が少ないことより判断し、グレゴリオ暦・太陽暦の7月初旬前半期には平安京・鎌倉共に**梅雨明け**をしていたことが推測される。若しくは、所謂、**空梅雨(からつゆ)**であった可能性もある。その原因として考慮される気象状況は、**梅雨前線**の活動が低調であったり、梅雨前線自体の出現が顕著ではなかった、又、**太平洋高気圧**の発達が例年よりも早く、優勢となり、早い段階で梅雨前線を北上させた等の状況である。これらは北太平洋高気

圧や中緯度高気圧帯の中に日本が入った時に起きるとされる。その結果、必然的に秋の訪れも早くなり、グレゴリオ暦・太陽暦の8月22日には既に「涼氣」の感知があった。

その後、11月にかけての降水量は、両者共に、若干多めに推移した様である。(18)や(19)に見られた鎌倉に於ける降雪(12月9日条、同3年正月19日条)は、南岸低気圧(前線を伴なう温帯低気圧が日本の南海上を北東方向へ進行し、広い範囲で降雨や降雪となる)の東進に依るものであろうから、翌3年春の訪れも早かった可能性もあろう。南岸低気圧に伴なう降水は、主として温暖前線北側の層状雲に依るものである。(5)

寛喜3年の降水の特徴は、何と言ってもその量の少なさにある。大雨の記載もあるものの大変少なく、「甚雨」の記載に至っては皆無であった。無論、通常の降り方の降水が無かった訳では無いものの、この状況は水を必要とする時期の作物の生育にとっては大きなダメージであったものと見られる。

③この両年に限って見るならば、①でも見た通り、若干の暑熱記事はあったものの、この当時としては、凡そ夏らしくはない夏であった。そればかりか寒い夏が2年続いていたらしい。所謂、冷夏である。冷夏とは、6月～8月の夏季3か月間の平均気温が平年値を超えて低い夏であると定義される。長引く梅雨に依って冷夏となることもある。天候不順となった様な場合には冷害を伴なうこともある。冷夏には多雨寡照型と晴冷型とがあり、北冷西暑、北暖西冷といった地域差が顕在化する場合もある。

気圧配置に於いて、日本の冷夏には要因別に2類型がある。④「第一種型冷夏」では、オホーツク海方面のブロッキング高気圧が持続、停滞し、そこから主として北日本・東北地方の太平洋沿岸に冷涼・陰湿な北東風・偏東風(やませ)が吹き込んで来る南北流型であり、太平洋高気圧が南側に偏向して全国で低温型の気温分布となることが多い(1993年8月、2003年7月等)。⑤「第二種型冷夏」では、オホーツク海に低気圧が発達し、北日本にのみ冷涼な北西風が流入する東西流型であり、日照不足となり、太平洋高気圧が強く北冷西暑型の気温分布となることが多い(1998年は北日本のみ冷夏となり、西日本や南西諸

島では暑い夏となった)。このタイプでは、オホーツク海高気圧の勢力が余り強力とはならず、冬型の弱いシベリア高気圧が直接南下して来て日本海側からの低温な強風を伴なうのである。一般的に低温の持続期間は第一種型冷夏に比較して短い。寛喜の飢饉は典型的なこのタイプの冷夏であったものと見られる。(6)

ここでは、寛喜2年6月初旬～8月初旬の夏季3か月間が、丸で秋～冬の装いであったことが窺えたが、それは「涼風颯然」、「涼氣如秋」、「早朝涼氣、薄霧如秋」、「涼風如仲秋」、「寒氣」、「偏如冬氣」と言った表現法にも見て取ることができる。平安京も鎌倉もそうした低温傾向にあったらしく、特に(3)の「吾妻鏡」同6月16日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月27日)記事では、同9日の8:00前後に美濃国時田莊(岐阜県大垣市上石津町牧田付近。標高は約50メートル程度の山間地)で降雪があったとしているのである。積雪があったのか、否かは不明ではあるが、この地域は関ヶ原の直ぐ南方に当たり、冬季に於ける降雪、積雪は想定されるものの、流石に当時としても真夏に於ける降雪は異例であったものと推測される。この出来事が飛脚を以って鎌倉へ注進されていたのは、それ程にこの自然現象が異例であったからであり、執権北条泰時がこの「恠異」を非常に怖畏し、驚愕した理由とは、自らの治世(人事)の誤り、或る種の自己満足[「彰(明確にする)善癘(やむ)(遮)惡。忘身救世御之間」とある]をそこ(気象現象)に見たからなのかもしれない。従って、彼は直ちに徳政の実行を命じたのである。

幕府に依るこの年の作況に対する見立ては、当初に於いては「凡(凡)六月中雨脚頻降。是雖爲豊年之瑞」とするものであった。ところが、その後も中々気温が上昇せず、「涼氣過法(かほう。物事の程度が過ぎること)。五(又)穀定不登歟。風雨不節(区切りの無い状態)。則歳有飢荒(きこう。穀物が登熟しないこと)」と、正反対の見立てに変わるのであった。こうした低温状態→五穀の不登とは、「陰陽不同(陰陽不調和)」がその根本原因であるという見解は、無論、直接的には陰陽師の進言に依るものではあろうが、そこには為政者に依る徳を巡る課題意識があったことも想定される。「吾妻鏡」では古代の6月に於ける降雪事例を列挙しながら、根拠不祥ながら、それら

が全て不吉事象であったものと断定し、「上古猶以成奇（怪）。況於末代哉」とする認識からは、鎌倉幕府がこの頃に編纂を開始した御成敗式目51か条が、従前の公家法・本所法と並置するべきものとしていながらも、それを全否定したものでなく、形式上、厩戸皇子（聖徳太子）に依る十七条憲法を基に、条数を天地人三方に配し、 $3 \times 17 = 51$ 条としたと伝えられることよりも、彼らが古代国家に於ける国政運営上の精神性や思考法、「徳」を重要視していたことが窺える。

実はこの2日後、同18日には北条泰時の長子であった修理亮時氏が28歳で病没している（「吾妻鏡」同日条）。更に、この丁度3年前の同じ日、嘉禄3年（1227）6月18日には、泰時の次子であった時実が家人に依って殺害されていたのである。「吾妻鏡」寛喜2年6月18日条では、「今日又有此事。已兄弟御早世。愁傷（嘆き悲しむこと）之至無物取喻（たとえる）〔執物譬（たとえる）〕」と記し、これも又、異例な出来事ではあったが、そこには泰時に依る政途（政道）の誤りが自らの子らへ不幸として跳ね返っているとした考え方が、「武州殊戦々兢（きょう。恐れ慎む）々兮（けい。強調の助字）」という表現法に反映されていた可能性もある。

この様に見てみると、鎌倉期に在っても猶、気象現象とは、それが極端に出現した場合には、人事との関連性の中でそれが評価され、実際の施策にも反映されていたことが考えられる。そうした意味に於いては、これは平城京時代に於ける中国由来の儒教的災異思想の復活、反映であると言っても良いのかもしれない。それは、「咎徴（きゅうちょう）」の語が示す如く、それ自体が中国古代に於ける書経の一編、「洪範篇 九疇」の1つ、「庶徴」に由来する思想であるからである。そこには「庶徴、曰雨、曰暘、曰燠、曰寒、曰風、曰時」とある様に、それは時と共に起こる様々な自然現象を指し、その「疏」には「庶、眾（しゅう）也、徴、驗也」とある如く、庶徴とは、人事の得失に依り天から下される色々な象徴のことである。⁽⁷⁾抑々、災異と瑞祥とは対置し得る存在であり、咎徴自体は君行の是非に依り、陰陽、調和・不調和に従って、風雨、水旱、寒暖が適切に、或いは、偏在した形で出現するとした庶徴の思想の内、悪い方の現象が出現する場合である。咎徴とは、本

来あるべきものが有無両極端な場合の災いであり、災異は、君主の行ないの悪いことに依る陰陽不調和が原因で起こる災いであるものの、怪異なる異変という意味をも含むことで、良い意味の異変である瑞祥に対置するべきものである。⁽⁸⁾

こうした低温傾向の夏は、作物や果樹の生育に対しても実体を伴う悪影響、被害を発生させていたことが推定される。（2）では槐花（かいか）に薬効が認められていた槐（えんじゅ。マメ科の落葉高木）に異変が起き、寛喜2年6月16日（グレゴリオ暦・太陽暦の7月27日）には花が皆、落花してしまい「早速可奇」と定家は評価をしていた。（6）の萩の花の開花や、（7）にある薄の出穂は、ほぼ通常の季節の進行通りであったが、菊花の蕾の成長は若干早目であった。（9）で見られた8月8日条（グレゴリオ暦・太陽暦の9月16日）の「甚雨大風（風悪）」（台風の通過か）に依って、通過後に一時的に寒気が南下して来たものと考えられ、「偏如冬氣」という気温の急降下があり、台風自体の強風や大雨、海水が巻き上げられることに伴う広域的な塩害も相俟（あいま）って、葉の落下や葉枯れが発生し、穀物を中心として損亡、農業被害が拡大していたことが推測されるのである。

人体に対しても、こうした気温の激しい上下動は影響を与えていたことが考えられる。この時、既に70歳が間近であった藤原定家の様な高齢者を中心として、上下する気温への適応能力が低下していたものか、（5）「無力窮屈（疲れること）」、（6）「無力尪弱（おうじゃく。体力や気力が弱いこと）」とした症状も現われていたのである。気温の急低下に依って心臓に強い負荷がかかり、心筋梗塞を発症する可能性すらあった。そこ迄の症状ではなくても、急激な温度変化は、定家の身体に寒暖差疲労を齎していたものと考えられる。（5）や（6）の症状は単なる老化現象ではなく、寒暖差疲労が頭痛やめまい、肩こり、冷え性を発生させ、体内エネルギーを大量に消費することに依って、だるさが続いたり、食欲が無くなったりする肉体的な不調を引き起こすだけでなく、自律神経が乱されることに伴ない、イライラしたり、不安感を感じたりする等の精神的な不調を受け易くなっていたことも推測される。

④降霜は、気温の低下を伴うが、この両年で

は遅霜・晩霜、早霜・初霜何れの現象も出現をしていた。ここでは、特段の農業被害（凍霜害）等の発生は記録されていない。当該3事例のみから、この両年が冷涼であったことの証左にはならない。日記・古記録中に於いて、霜は雪に準（なぞら）えられることが多い。そこには降霜が農業被害を齎すという認識は見られないし、季節の始めと終わりを知らせるといふ、可視的な耽美の感覚すら見て取ることができる。寧ろ、降霜が吉兆として見做されていた感すらある。それは、雪も霜も同じ靈妙色としての白色であるという、古代社会に於ける対色彩認識に起因していたことが類推されるからでもある。それと共に、降霜の気象現象には、唯一、それが発生している瞬間を見ることができないという不思議さもあったのであろう。

初夏や晩秋の時期には移動性高気圧に覆われて良く晴れ渡る日がある。こうした時には地表の熱が上空へと放出され、夜間や早朝に冷え込みが強まる放射冷却現象が起きる。無風状態であり、尚且つ、この放射冷却現象が起きることに依り、早朝に気温が低下することで、霜が発生する。一般的には、八十八夜（5月2日前後）を過ぎると晩霜害は発生しないとされているが、実際には北日本や東北地方、及び、高冷地では、5月中旬～6月頃迄は降霜の危険性があり、農業被害も発生したりする。凍霜害は作物（果樹、野菜等）の種類、作物のその時に於ける成長度合いに依って異なるが、気温が大よそ4℃以下に低下すると霜害が起り易くなるとされる。

12～13世紀当時には、作物の品種の問題もあり、露地栽培での農業経営が可能な期間が、現在との比較に於いても、大幅に短かったことが考えられる。それ故、降霜のある時期には元々農業が行なわれてはいなかったことも考えられ、その為、降霜に関わる被害の記録が見られないのであろう。日本に於ける農業に於ける凍霜害は、亜熱帯産の渡来植物である茶（ツバキ科の常緑低木で暖地を好む）の栽培が広がって行く中で、全国へ拡大して行ったことも考慮されるのである。「日吉社神道秘密記」⁽⁹⁾に記された様に、伝教大師（最澄）が安養寺付近に、大唐より持ち帰ったとする茶木を植えたとする茶園も、その冷涼な地理的条件より、自然の内に降霜被害に遭って廃絶したものであるのかもしれない。

⑤ここでも、天文の異変が如何に現実的課題の対処に於いても重要視されていたのかを窺うことができる。(2)の日蝕記事からは、天文の異変(日蝕)と気象現象(降雨)とが密接な関連性の中に在るとした認識を垣間見ることができる。日蝕が終えた後、「雲膚忽起、雨脚讒(へつらう、おもねる)降」とする記述からは、日蝕が雲を発生させ、雨を降らせたという因果関係を認めているという認識を窺うことができる。「甚雨尤可謂驗德歟」とは、この時期(寛喜2年4月1日)に於ける穀雨(百穀を潤して発芽させるという農業への恵みの雨。新暦の4月21日頃)の有難さを、日蝕と、加持祈禱に依って得られる靈驗とに對比しているものであった。本来であれば、甚雨は忌み嫌われていた気象現象であり、その状態が継続するならば、大雨、浸水被害に至る事象であった。

(4)、(5)、(7)～(10)の記事では、客星出現が主要な関心事となっている。常とは異なる動きをする星₍₁₀₎に対しては、異様な程の関心を示していた。それは、前例・先例主義であった王朝・公家社会に在っては、通常運行しないものに対しては相当な警戒心を持っていたからでもあろうが、その意義を探り、それを以って今後に起り得る事象に対する対応を行なおうとしていたからである。その根拠とされたのが、客星の天空に於ける出現区域(古代中国天文学に於ける三垣、二十八宿)と、その方向性であった。その意味に於いては、12～13世紀の日本に在っても、天空で発生する事象に関しては、猶、古代中国天文学に依る強い影響下に在ったとすることができる。

この事例では、当初に於いて「奇星」であると見做された客星は、(5)では「客與彗大略雖同體、占文各別、共重變候」と記述されており、彗星と団体であるとされ、何れも「重變」であるとした見解を示す。ただ、同時に「如當時者客星之條、無不審」ともしており、この様な世の中の状態に在っては、客星の出現も不審であるとは言えないとしているのである。これから起きる気候の異変や飢饉の発生をその出現に見ていた可能性は大きい。⁽¹¹⁾更に(7)では過去に於ける客星の出現事例をその様態や方角観と共に列挙しており、並々ならぬ興味を示しているのである。(9)では「以周防前司親實奉書。客星出現否。廣被尋天文道云々」とし、その4日後の(10)に依れば、「今

曉 客星猶出現。京都去月廿八日出現。天文博士維範朝臣取前奏聞云々」とあることより、天文道の専門家であった陰陽寮所属の天文博士（天文観測と天文生の教授に当たった官人）を以って、この度の天文の異変に関して調査を行ない、その意味すること、取り分け、吉兆・凶兆に関する天文密奏を天皇に対して行なったのである。

客星や彗星、流星の出現は端的な天文の異変であると認知されていたが、その他にも上で見られた日蝕や、(11)の月蝕、(1)に見られる「太白(たいはく。金星)變」、そして、(12)で見られた様な「月犯軒轅(けんえん。七星の北にある17星)第三星」という通常運行からの逸脱といった現象も又、天文道に依る監視対象であったのである。(6)で見られた「陸奥國芝田郡(宮城県南部地域)。石如雨下云々。件石一進將軍家。大如柚。細(小)長也。有廉(かど。目に付く特徴、詮索する)。石下事廿余里云々」という火球や隕石・隕鉄の落下事象は、実際に天空より星そのものが地上へ落ちて来たという認識であり、決してあってはならない大凶兆の変異としての見做しであった可能性もある。

「吾妻鏡」に於いても、取り分け、彗星の出現といった「天變」に対しては、「希代變災」[貞永元年(1232)閏9月15日条]であるという天文道に通じた陰陽師よりの見解を受け入れ、「變氣御祈」と総称された修法や祭祀で以って、何とか事態を收拾しようとしていたのである(同10日条)。そこには、こうした天の災変が地上側に対しても何か良くない結果を齎すとした天と地との連関思想があったからである。天と地とが平板な連続面上に存在していると考えれば、頷くことのできる考え方ではある。この思想は、東アジア世界に於いて古代以来受け継がれて来た思考であり、鎌倉幕府に在っても、特にそれを否定して更新する様な動向は見られない。そこには、抱えていた陰陽師に依る一定の思想的影響力があったからであろう。

⑥⑫に於いて後述する様に、鎌倉に於いても「風伯祭」が行なわれていた。風伯、つまり風神を祀る祭儀であり、雨の神である「雨師(うし)」と共に、丙戌(ひのえいぬ)の日に西北で祭るという慣行があった。威力を伴う風、取り分け大風にはそれを司るものが存在するという考え方があったの

である。この両年に限って見ても、季節を問わずに大風の発生し易い状態であったことが窺われる。それらの多くの事例では降水を伴っており、海上で発生した温帯低気圧が前線を伴いながら発達しつつ、周期的に日本付近を西から東へと通過していたのであろう。暖気の上昇と冷氣の下降に依って位置エネルギーが運動エネルギーへと変換され、温帯低気圧は両者の温度差に依って発達するが、その際、黒潮域付近の海面水温の高さもそうした低気圧の急発達には寄与していたものと考えられる。

(2)、(14)～(16)、(21)の記事では、方角性表記が見られる。これには発雷と方角性との関係性に見られる様な思想的で、何かの事象を予兆させるが如き要素は感じられない。寧ろ、「東風(こち、はるかぜ)」→春、や「南風(はえ)」→夏、の様に季節感を表現しようとしていた可能性が大きかったものと推測される。

(3)～(7)、(15)、(17)～(20)は台風の接近、通過に伴う大風であった可能性がある。日本付近に接近する台風は、4段階(発生期・発達期・最盛期・衰弱期)の内、主として最盛期～衰弱期台風であるとされる。台風の発達要件としては、暖かい海面からの水蒸気供給がそのエネルギー源となっていることよりも、鎌倉時代前半期にも気温上昇が極大化していた平安海進(ロットネスト海進)では、台風の進路に当たる黒潮海域での海水温度上昇のあったことが想定されるのである。その影響に依って、台風自体の勢力も最大風速が猛烈な強さ〔54m/s(105ノット)以上〕で、風速15m/s以上の半径が800キロメートル以上の超大型(非常に大きい)台風が日本付近に接近し、上陸していた可能性に就いても想定される。台風や猛烈な大風の破壊力に対する「極以怖異」という定家の所感も、当時の木造建築物の耐風性能を考慮するならば、頷くことのできる正直な気持ちであったであろう。

取り分け、「大風折木」、「大風發屋」、「大風摧折花樹」と言った表現法は、必ずしも自然現象のみを正確に記していたとは言い難い面もあった。それは、政治・軍事的事象との関わり合いの中で記録されることであり、こうした大風に関する表現法は、大抵の事例に於いては凶兆として位置付けられることが多い。そこにある「木」や「屋」

とは、単なる樹木や建物ではなく、**王権**や**王自身**を表現したものであり、「折」の動詞には、折る、折れる、くじけるという訓読法が存在し、**減勢される**、**死ぬ**、等の語義、用法がある。東アジア世界に於いては何れも**王権**に対する消極的で否定的な場面設定、又、**衰亡**の中で使用されていたものと推測されるのである。

(7)～(10)の様子、寒冷期に於いて都で大風が吹き荒れた事例が見受けられる。これは、西高東低型の強力な冬の気圧配置の下、平安京に於いてもその寒気の影響「**寒氣殊甚**、**萬物氷閉(閉)**」を受けた事象であった可能性が考慮される。これが当該期に特有の**極暑極寒**の両極端な気候変動の結果として現われていた気象現象であったとすることも出来るのかもしれない。

(21)の記事からは、火災に於ける**飛び火現象**が発生していた可能性が想定される。(22)

の記事に見られる「**縦雖爲理運火災**。於**關東**尤可**怖畏思食**」という表現法からは、南側に向けて開けていた都市鎌倉の防災上の最大の弱点が、強い「**南風**」と、それが吹いている時に発生する「**火災**」であるという認識を示していたものと考えられる。鎌倉は、海以外の三方が山地で囲まれていただけに、一旦、それが発生してしまった場合には、強い南風が火災を街の北側へと煽(あお)り、**飛び火現象**や**火災旋風**をも発生させながら山地の際迄、一気に焼き尽くす可能性を想定していたものと推測される。街の人々は逃げ場を失って「**人畜焼死不知其員**」という事態に立ち至ってしまうのである。実際にこの時の火災では、**永福寺**、**勝長寿院**や**源頼朝・北条義時の法花堂**(何れも鶴岡八幡宮の東側地域)が焼失したことよりもそのことは窺うことができる。鎌倉にとって一番避けなければならなかった事態とは、都の内裏に見立てて建立



写真：鶴岡八幡宮〔筆者撮影。神奈川県鎌倉市雪ノ下2丁目。大石段より舞殿(下拜殿)越しに由比ガ浜方面を臨む。太平洋から吹き込む南風は何も遮るものも無く、この場所に迄、直接的に吹き込む。武家の町鎌倉は、都市設計上、平安京を模していた為に、若宮大路を挟んで少し西側へ傾斜する形で南北一直線に道路が配置され、建築物も配置されていた。それは、武家政権の実力を誇示する上では効果的であったものの、**風水害等の気象災害**、**津波災害**という観点からは非常に脆弱な都市構造を為していたのである〕

していた鶴岡八幡宮の焼失であったものと考えられる。「**怖畏思食**」とは、正にそのことを指し示していたのであろう。悪意を持った「**放火**」行為も又、避け難い災害であると見做していたのである。

⑦**発雷現象**は、古代迄の人々にとってはその**大音声、大発光、大震動**から、特別な意味を持った自然現象であった。建築物や人への落雷が無い限り、それは自然災害を伴う被害であるとは言えないが、概ね発雷は天よりの何らかの啓示、警告であるとし、**凶兆**としての受け止め方であった。中世期に入ったこの当時はどうであろうか。

ここでは、中世初頭に入ったこの時期に於いても猶、**発雷と、その方角性とに何らかの関連性**を見出していたかの如き記述をしていたことが特徴的である。これは、本来、発雷の方向に関わる何らかの事象の出来を予告するもの（**凶兆**）であると見做していたからである。(1)、(2)、(3)はそうした事例に該当していた発雷事象であった。ただ、(2)の落雷では、將軍家の「御所御車宿東母屋屋上」へ落雷し、柱や破風等が破損したが、恐らくはこの建物からの**側撃雷**を受けた後藤判官(基綱)の下部の内の1人が、ほぼ即死状態で運び出されていたのであった。これは**自然災害死**であったことになる。ところで、幕府ではこの寛喜2年6月9日(グレゴリオ暦・太陽暦の7月20日)に発生した御所への落雷に関して評議が行なわれたのである。それは**將軍藤原頼経**が御所から退避するべきか、否かの内容であったが、そこには落雷した場所には住むべきではないとする論説があったからである。それには前代以来の**火災(失火穢)**観同様に、一種の**穢れ観・穢悪(えお)観**の表出した思想が残存していた可能性が想定される。穢れを放置すると**祟り**があるとした考え方がその背景にあったからなのであろうか。しかし、**穢れた状態の放置→祟り**、の時系列を否定する見解もあり、猶、検討を要する課題ではある。(12)

幕府に於ける評議では、過去の落雷事例が幾つか提起され、それらの**吉凶**が御占の結果をも踏まえながら審議されたのである。その為の判断材料は、落雷した場所や時刻、方角性、及び、犠牲者の有無と容体、その後発生していた吉凶事例との関連性の追究であった。④の事例では、内裏内の**清涼殿坤(未申)**(南西)方向に在った柱上に**霹靂**し、2人の高官が**側撃雷**に依って死亡していた。これ

は**不吉事例**であると判定されたが、そこ(宮中)に**死の穢れ**が発生していたからであろう。⑤、⑥の事例は**源頼朝**が、所謂、**鎌倉殿**となって以降の事例である。⑤は頼朝に依る**奥州征伐**〔文治5年(1189)〕の際に、軍陣に落雷したとするものであり、⑥は**承久の乱**〔承久3年(1221)〕に際して**執権北条義時**邸の**釜殿**へ落雷したとされる現象であり、何れも死傷者の有無は不明ではあるものの、**吉事**であると判定されたのである。この2事例では、少なく共、死者は発生していなかったであろう。これは天の意思を味方につけたという解釈であり、**恠異**としての見立てを否定し、吉兆にこじつけた感は否めない。そこで、この**6月9日に於ける落雷事例**をも⑤・⑥の「**關東先例**」に鑑み、死者が発生していたにも関わらず、**吉事**であったと結論付けたのである。

そこには聊か政治的な思惑も無い訳ではない。つまり、従前の**王権・公家社会**に於ける価値観や評価法を見直し、こうした気象現象に対しての見方にも「**關東先例**」という視角を導入しようとする目論見である。王朝社会では今迄、凶事とされた事象に対しても、それを關東では吉事化することに依って、**武家社会**に於ける価値観を敷衍しようとしていた意図を感じざるを得ない。そうした点をも勘案する必要性があろう。

(4)の発雷事例(グレゴリオ暦・太陽暦の12月23日)は「**冬至雷。殊變異也**」として、將軍頼経に依る齋戒を求めていた。この発雷は、太平洋側の南岸を発達しながら低気圧が東進して行った結果であろうが、この時期としては必ずしも希有な自然現象では無かった筈であるが、何故、これを「**殊變異**」であると位置付けたのであろうか。ほぼ同じ季節に発生していた(9)(グレゴリオ暦・太陽暦の1月23日)でも、「**大晦夜雷鳴。爲殊重(天)變**」としており、凶兆観を認めているのである。冬至の日に関わる民間伝承では、「この日が晴天であれば翌年が豊作になる」、「この日に発雷があると翌年は多雨になる」、「この日に降雪があると翌年は豊作になる」、「この日に南風が吹くと翌年には大雨や地震と言った自然災害が発生する」等というものがある。地震の発生は兎も角も、他の気象現象に関しては、毎年の観察に基づく農業経営上の経験則に依る慣用句であろうから、全く出鱈目な言説であると一蹴することもで

きない。冬季雷の発生が珍しくはない日本海側の諸地域に比べ、太平洋側の地域ではそうでもないことから、季節的な違和感より、凶兆観が醸成されていたことも考慮されるのである。

尚、(8)の事例(グレゴリオ暦・太陽暦の12月12日)では、鎌倉の海辺に於ける鳴動音を「其響(吟音)如雷音(音雷、音雪)」と表現している。これも(4)や(9)の発雷事例に類する現象ではあるが、寛喜2年閏1月22日に詳細不明な被害地震(鎌倉で大慈寺の後山が頽れる)⁽¹³⁾が発生していたこともあり、地震や海底火山の噴火と言った地盤に関わる事象との関連性の中で考慮する必要がある。

⑧降雹に関わる記事は、「吾妻鏡」に記録されていた1件のみであったことは、意外ではある。古代社会に於ける降雹に対する評価(凶兆としての見立て)より考慮をするならば、寛喜2年6月11日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月22日)に記されていた「武蔵國在廳等注申云。去九日辰尅(8:00前後)。當國金子郷(埼玉県入間市付近に遺跡地がある)雷(雪)交雨降。又同時降雹云々」とする記事は、大凶兆であったことになる。真夏ではあったものの、不安定な大気の状態の下で気温の急降下があったものと推定される。武蔵国の在庁官人より鎌倉幕府に対して情報が上がっていたということは、そこで一定の被害(人的、物的)が発生していたことも推測される。特に降雹に依って、葉物の野菜や豆等が収穫不能な状況になっていたことも考えられるのである。

⑨動物や植物の異変も、気象現象が代弁した世の在り方に対する懸念を表わしていた可能性が考慮される。それらは、人以上に気候変動に依る影響を素直に表現し、反映したからである。

(2)で見られた「草木之體今年多有非常違例事、尤可怖事歟」とする藤原定家に依る所感とは、この年に発生していた植物の生育異常が意味している近い将来に於ける大凶事のことを考えると甚だぞっとするというものであり、その予想は的中して行くこととなるのであった。当時、人は身の回りの自然の変化に殊更敏感であったことが窺われる。それは、現在の様に人工物に依って自然環境の変化が分かり難くなっている状況とは違い、人の手の入らない自然が京や里山集落の直ぐ傍に迄、広く展開していたからでもあった。

特に、「近日諸國所々麥多熟、或食用之由」という農業被害は、翌年の小麦収穫に対して悪影響を与える深刻な事態であったものと推測される。当時、日本で栽培されていたのは冬小麦(秋に播種し、越冬させて翌春～初夏に収穫する小麦。非寒冷地で作付けする。春小麦に比して収穫量が多い)であろうから、それが越冬すること無く、寛喜2年11月21日(グレゴリオ暦・太陽暦の12月26日)には既に多くが登熟してしまったのである。つまり、翌年の収穫が全く見込めない状況となってしまったということである。翌年の収穫を目指すには再播種が必要であるが、既に翌年収穫分の種は蒔いてしまっていたので、それも叶わなかったのであろう。現在の様に、種苗会社があった上での農業経営では無かっただけに、次年度の種子も自家で用意をしなければならなかったのである。抑々、冬小麦の播種適期は、東日本～九州では新暦の11月中であることより、この点からも再建は既に手遅れであった。

そればかりではなく、この日には桜の花が多く開花し、笋(筍)が食べられる状態であったという。この高温状態がこの後も継続していたのかどうかははっきりとしないものの、状況は既に翌年の農業経営が困難になりつつあったのである。⑩—(1)に見られた、「明月記」寛喜2年10月13日条(グレゴリオ暦・太陽暦の11月19日)の「今日使家僕堀棄前栽北庭、爲麥壠、雖少分爲支凶年之飢也、莫嘲貧老有他計哉」とした定家の行動は、既に来年に予想されていた飢饉に備えての防災活動であったと評価をすることができる。定家は自然の前には無力な今の自分の姿を、(1)で見られた如く、虵(へび)に一旦飲み込まれ、後に吐き出されて生還を果たした蛙に見ていたのかもしれない。

(4)「吾妻鏡」寛喜3年4月28日条で見られた「佐鳥」と見做された黒い水鳥の集団が、鎌倉の將軍家御所の北の対の屋付近に集まり、翌日死んでいた現象は、御占の結果に依り「病事」に関わりがあるものと判定され、御祈が実行されていた。これも、これから起きる飢饉や疫病流行との関連性の中で吾妻鏡に編集されていたことも考えられる。

⑩(1)に見られる前栽(せんざい、せざい)とは、家の前庭に植え込んだ草木や、植え込む目

的の草木自体をも差す。それは草木を植え込んだ前庭の呼称であり、寝殿造の場合では正殿の前庭を指し示し、後になると座敷前の植え込みを言う様になったとされる。平安時代、貴族は前栽に趣向を凝らし、その優劣を競う「前栽合(あわせ)」が行われた。庶民の居宅の場合では、庭先で野菜等を栽培することが多かったことから、後世、野菜や青物を「前栽物」と表現する様になり、単に「前栽」とも呼んだ。⁽¹⁴⁾

貴族、取り分け、歌人を自認した人々にとっては前栽が和歌の題材ともなる住居内の重要な部分であったものと見られる。そこを麦畑に変えなければならなかった藤原定家の貧老としての感覚とは、和歌よりも生きて行く上で欠かせない食料の調達の方が喫緊の課題であったことを示している。この時、都でも飢饉に備えた行動が必要であると人々に認識させるに足る気象の異変を彼は感じ取っていたのであろう。当時としては、それも又、無常観の形成に寄与したに違いないのである。

猶、「北庭」を麦畑に変えた理由は、「明月記」の治承4年(1180)2月14日条(グレゴリオ暦・太陽暦の3月11日)に、「明月無片雲、庭梅盛開、芬芳四散、家中無人、一身徘徊、夜深歸寝所、燈髣髴(ホウフツ)、猶無付寝之心、更出南方見梅花」と記され、南庭には梅林があったからであろう。日本の固有種ではなく、中国原産の輸入木であったバラ科の梅には芳香や薬効(「烏梅・うばい」には整腸、止血、強心、寄生虫駆除、咳止め、解熱等の効果があるとされる)が認められたことから、古来、実用的な面よりも人々には好まれていたものと考えられる。

(2)では、既に寛喜3年3月19日(グレゴリオ暦・太陽暦の4月22日)には「今年世上飢饉。百姓多以欲餓死」という状況に立ち至っていたのである。この年の農業経営が始まる直前のことであった。これは⑨—(2)で見られた昨秋に於ける異常高温の結果、作物が前倒して開花し、登熟してしまった結果であったものと見られる。これに対して、鎌倉幕府は執権北条泰時が國務知行権を有し、鎌倉にも比較的近かった伊豆国と駿河国とで把馴出挙を実施し、飢饉を救済しようとしたのであった。そこに居た住人(在地有力者)に対して、倉廩を開く様に指示(要請)を出した。⁽¹⁵⁾同日付で発給された奉行人奉書でも、「今年

世間飢饉之間。人民餓死之由風聞」と記していたことより、既に3月中旬時点に於いて、この年に発生しつつあった深刻な飢饉と、それに伴う餓死者の出来とを把握していたことが窺えるのである。幕府が自然災害に依る非常事態発生に際しても、給付ではなく、低利での私出挙の実施を命じていたことは、撫民側権力に於ける経済的余力の有無に関わらず、自然災害に依る被災に関しては、飽く迄も自力更生を旨とする基本政策が確立していたことを物語っている。この考え方は、現在にも引き継がれているのである。これは、飢饉発生という非常事態下に在って、借錢需要、貸借関係の増加に対応しなければならなかった幕府に依る利下げの徹底とは、又別の次元に於ける考え方であった。

(自然的・人為的)災害に伴なって発生する被災民の救済も、それ以前の平安時代に於ける聊か有職故実的で年中行事化した、一律な形での「賑給(しんごう、しんきゅう)」「儒教的な徳治主義に立脚した形で実施された窮民救済事業。国家の正税から米や塩を支給した)に見る国家に依る直接的経営、支給事業や、租税の減免、医・薬の支給、義倉(ぎそう)の運用等の諸施策より、鎌倉期に入ると、漸く進展して来た流通経済機構よりの、被災民自身に依る銭貨の直接的低金利借り入れへと、シフトをするのである。更に、鎌倉幕府は有徳人(うとくにん。土地的経済体系とは関係性の薄い富裕層)等、民間の高利貸し資本に対しては、窮民への貸し出しに関して直接的な指示、要請は行なうものの、賑給の如き幕府財政を出动させた形式での直接的な被災民支援は行なわないのである。被災者支援も貨幣経済を旨とした市場原理に委ね、被災者自身に依る自力更生を大原則とする姿勢に移行したと評価をすることができる。

そして、地方から始まったこうした飢饉状態は、時間差を経て都へも押し寄せたらしく、(3)、(4)に見られた様に、寛喜3年も8月に入ると「未尋常」状況となり、乱暴狼藉、略奪や、治安の悪化が進行していたことが窺えるのである。都に住んでいた人々は、食糧生産を主として行なっていた地方の窮乏→都への飢饉民の流入→都での飢饉状態の深刻化、という時系列を熟知していたことが、定家をして先に指摘した如き事前の備えをさせていたのであろう。「飢饉無計略」の状況とは、王

権の弱体化と共に進行していた自力救済の本流であったものと見られるのである。

⑩ (1) の記事からは、**地震の発生を早魃との関連性**の中で捉えていたことを知るのである。ここでは火を司る**火神**が動いた結果としての地震発生であるとしているが、日本に於いて**火は穢れに対して脆弱**であり、従って火そのものを神等として崇拜することは少なく、静岡県浜松市天竜区春野町領家に在る**秋葉(あきば)神社**の神格も火そのものであるというよりは、寧ろそれを防ぐ**火防の性質**である。**穢れの伝染**に晒されやすい火であったことより、**荒神祓**の如く**荒神**に依る崇りを畏怖した禁忌も多く存在した。この時の**地震が火神**の所為であることに帰結された為、それが**不吉**であり**旱害**を引き起こすものと予兆されたのである。二十八宿の室宿は**騰蛇(とうだ。龍)**や**雷電**の星官で構成されていた様に、水と関わりの深い天官でもあった。天文の異変と**火神の動き**、**地震発生**、そして**早魃に対する凶兆**。この当時に於ける天空観と、大地に対する感覚とが連続していたことを知ることができるのである。即ち、当時に於ける一般的な認識では、天空も地面も同じ平面上・ドーム上に存在していたことになる。

又、京中の道路に死骸が多く、更に増加し続けているとした記事は、**飢饉**の発生に依り、地方から食糧を求めて上洛して来た**飢餓民**もあってか、收拾がつかない事態に立ち至っていたことを物語っていたものと推測される。そうした状況は平安京だけではなく、**藤原定家**が領家をしていた**伊勢国の小阿射賀御厨**でも同様であり、非常に短期間で多数の犠牲者を出していたことが類推される。少なく共、近畿地方に在って、この年に期待された穀物類等の収穫は、ほぼ絶望的な状況であった可能性がある。同日条に記されていた「**雲暗月黒**」という天空の状態とは、この時に発生していた**飢饉**の深刻さを表現していたと共に、将来に対する猶一層の不安感をも表わしていたものと見られるのである。

(2) の記事では、「二月以來洛中城外疾疫流布。貴賤多以亡卒云々」とあり、伝聞記事ではあるものの、平安京近辺に於ける**疫病流行**の様子を記す。飢餓民が大量に都へ流入すれば、当然その様な状況を招いたのであろう。(1) に記録された、「**京中道路死骸更不止、北西小路連日加増、東北院内**

不知數云々」とした**寛喜3年7月15日**時点の状況は、(3) に於いて「**死骸徐(おもむろ)散失**」と記されていた様に、約半月後の同年**8月1日**にはかなり改善されていたのである。行き倒れの人々の遺体が通路に放置されていた状態は、伝染病流行に拍車をかけていたものと推測されるが、それらが自然に散失することは考え難いことから、人為的に処理されていたものか、又は、野生動物に依って処理されたかであろうが、王権もそうした状況に対応するだけの当事者能力や意志を喪失していたのであろうか。

鎌倉にもそうした都に於ける状態が、**六波羅探題(六波羅守護)**等を通じて齎されていたのであろうが、それに対して鎌倉幕府が何らかの対策を打った徴証も無い。飽く迄も都の治世は王権に於いて行なうべきであるという思考が幕府内部にはあったものかも知れない。ただ、そうした困難な状況にも一筋の光明は見えていた。(3) で記された「**天晴風静。世上漸豊饒**」という状況は、前年の状況ではあるものの、①—(7) (「**明月記**」**寛喜2年6月27日**条) で見られた様な**西国**に於ける順調な収穫で以って持ち内しつつあったのかもしれない。**寛喜の飢饉**が典型的な「**第二種型冷夏**」であったものと推定されることから、この時にも**北冷西暑型の気温分布**となっていたことも考えられ、西国では2年続きの豊作となっていたとしても不思議なことではない。更に、「**第二種型冷夏**」では、一般的に低温の持続期間が**第一種型冷夏**に比較して短いことも幸いした可能性が考慮されるのである。

⑫ (9) ~ (10) に記されていた「**風伯祭**」とは、**風伯**、つまり**風神**を祀る祭儀であり、**雨の神**である「**雨師(うし)**」と共に、**丙戌(ひのえいぬ)**の日に**西北**で祭るという慣行があった。風伯は日本では**雷神**と一対(つい)であるとした考え方があり、中世にはこの二神を鬼形に表現した絵画や彫像も発達した。⁽¹⁶⁾ 愛媛県西条市朔日市には、**風の神**である**級長津彦命(しなつひこのみこと)**・**級長津姫命(しなつひめのみこと)**等を祭神として祀る**風伯(ふはく)神社**が在る。当社には、**龍田大社(奈良県生駒郡三郷町立野南)**より風の神として勧請されたとする伝承が伝わるのである。

(13)、(14) の記事にある「**鳴動**」現象が如何なるものであったのかは判然としない。それ

が気象現象に伴う事象であった可能性も排除をすることができない。又、それが日本文化の特質としての「見做し」や「見立て」であった可能性に就いても指摘をしておく。つまり、鳴動した様に見えた、聞こえたというものであり、それは神慮が発現した実際の現象としての見立てなのである。「三代實録 卷十九 清和天皇」貞観13年(871)5月10日条には、「十日乙卯。佐渡国司言。兵庫震動」⁽¹⁷⁾とする記事があり、佐渡国に設置されていた兵庫、つまり、武器を収納しておく倉庫で何か得体の知れない震動があったとする報告が、当国の国司(氏名不詳)より朝廷に為された。兵庫とは朝廷が支配した、武器の管理や出納を司った律令制下の官司であり、都には兵庫(後には兵部省の所管となる兵庫寮に発展)が設置され、その他、大宰府や国衙、郡衙、城柵にも置かれた。兵士と武器との分離、焼失より武器を保護する等の理由が、兵庫設置にはあったとされる。⁽¹⁸⁾ 軍事施設の一部なのである。

相沢央氏に依れば、⁽¹⁹⁾ 当該兵庫震動記事は、9世紀後半期の緊迫した対外関係が反映されているものであり、佐渡国に檢非違使の設置、弩師(どし。兵士に大弓の射撃法を指導する教師。「弩」とはバネ仕掛けで、石や矢を発射する、当時としては強力な武器、いしゆみ、である)の設置があったことよりも、当国に差し迫っている兵乱の予兆記事であると推測を行なう。同氏の分析では、兵庫の鳴動や震動、兵庫の鼓が自鳴する記事を六国史中より25例程検出している。それに依るならば、事件が発生しているのはその多くが都より西の地域、つまり、西国で起きているということである。都より東側の地域では、美濃国、伊勢国と佐渡国だけである。

当時、兵庫とは主要な軍事施設の1つであっただけに、そこで鳴動や震動が起きるということは、そこに収蔵されている武器の出番が近いということ、何らかの靈妙な力を以って予告をしようとした、兵乱の予兆として認識されていたことが想定されるのである。但し、「兵庫」のみで発生していたとされるそうした震動現象を物理的に説明することも又、困難ではある。実際に、兵庫の建物自体で振動が発生していたとするならば、低気圧や前線の通過に伴う落雷や突風、地震、(超)低周波音に依るもの、共振・共鳴現象、急激な気

圧の変化による空振(日本、韓半島、中国東北部所在の火山の噴火等に依る)等、考慮されるべき可能性は多々あるが、その何れも、当該現象に合致する様な決定的要素は含んでいない。ただ、この兵庫震動現象が、西国に事例として多くのものが検出されていたとするならば、九州や、韓半島・朝鮮半島所在の白頭山、濟州島等の、火山噴火に伴う現象であった可能性も全く排除することはできない。「高麗史 節要 卷二」⁽²⁰⁾ 定宗文明大王元年(946)条に記される、「是歲天鼓鳴敕」といった現象が、西日本でも実際に起こっていた可能性はある。⁽²¹⁾

この鶴岡八幡宮内に勧請されていた三嶋神社で鳴動があったとする記事では、その発生場所が神社内であったことから、吾妻鏡執筆者の意図した処は何らかの神慮の発現であるという解釈であり、「日來天變」の解消に関しては人事の修正が必要であるとした認識なのであろう。

総括：

「明月記」の記主である藤原定家は非常に几帳面で、神経質な細かい性格であつたらしく、気象現象に対しても、場合に依り、1日に於ける推移を時系列的で詳細に記録をしていたことが特徴的であつた。そこ迄して気象現象の推移に固執した理由は、その様な彼の性格に起因するところが大きかったものと考えるが、その他にも、気象現象と地上世界で実際に発生している諸々の事象とに、何らかの関連性があるのではないかの疑念を抱いていたことも想定されるのである。但し、この当時に於ける、取り分け、朝廷関係者が気象現象に対して、全てそうした大きな関心を持っていたかと言えば、そうではない。寧ろ、定家の事例は特殊でさえあつたとも評価をすることができる。他の公家の日記史料では、その日の天気すら記載しないことも決して珍しいことでは無かつたのである。

これは、同じ天空に関する事象でも、天文に関わる現象に対する興味、関心の度合いとは、明らかに次元の異なる対自然認識であつた。そこには、天文現象>気象現象という固定化した古代以来の考え方が存在していたからでもあろう。天空・天上界には天帝・上帝という絶対的な支配者、最高

神がいたという認識があったものと推察するが、その下層部分、中空部で発生していた気象現象に対しては、それを具体的に司っている者のイメージが漠然としているか、又は、存在してはいないのである。若しかすると、天帝が、この高度の下がった中空部分をも合わせて支配していたと考えていたのかも知れないが、凡そこの見解は的を得てはいない可能性が高い。当時の人々も、流石に気象現象が天上界で発生している現象ではない、という認識を持っていた可能性も高い。

この当時に於ける特に夏季に於いては、同じ1日の内でも目まぐるしく移り変わる気象の様相が特徴的でもあった。それは事実であった可能性も高いが、「天顔(てんがん)」とした日本語表現法にも見られる様に、気象現象を人の顔(天子の顔)の表情に見做す・見立てるという、一種の人格化表現事象を見て取ることが出来、そこには曖昧模糊とした状態を良しとする日本文化の根源的特質が表出していたのである。「天気」とは正に人の顔の表情であり、それは刻々と変化を遂げるものなのであった。

おわりに：

以上、本稿では鎌倉時代に発生していた最大規模とされる飢饉、「寛喜の飢饉」に関して、藤原定家の「明月記」と、鎌倉幕府に関連した「吾妻鏡」とを素材としながら、そこにこの災異がどの様に描写されていたのか、この時の気象現象やその他の現象等と飢饉との関連性に関しても考察を加えてみた。

この時期は平安海進期(ロットネスト海進期)が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」の最後の極大期に当たっていた。そうした時期に於ける飢饉の発生は承久の乱を経て、いよいよ全国政権化しつつあった鎌倉幕府の力量を試した筈である。しかしながら、彼らがこうした非常事態に対して積極的に対処し、介入をした形跡は見当たらなかった。鎌倉期に入ると、漸く進展して来た流通経済機構よりの、被災民自身に依る銭貨の直接的低金利借り入れへと、被災者支援政策はシフトをするのである。更に、鎌倉幕府は有徳人等、民間の高利貸し資本に対しては、窮民への貸し出しに関して直接的な指示、要請は行なうものの、

今まで朝廷が窮民に対して実施して来た賑給の如き、幕府財政を出動させた形式での直接的な被災民支援は行なわないのである。その点に於いて、被災者支援も貨幣経済の進展を旨とした市場原理へ委ね、被災者自身に依る自力更生を大原則とする姿勢へと移行したと評価をすることができたのである。

「明月記」安貞元年(1227)12月2日条(グレゴリオ暦・太陽暦の1228年1月10日)に記されていた「天晴陰、大風、此冬雖非別病、心神惣違例(通常と異なること、病気)、身體不調、氣根(精力、気力、教化されて発動する能力)如亡、餘命之不幾歟」(定家は1241年8月20日に死去)とした心情からは、60歳代の半ばに差し掛かり、実際の身体の衰え以上に、何かそこはかとした遣る瀬無さを見て取ることもできる。その背景には13世紀に入っても尚、打ち続く気象の異変があった可能性も考慮されるのである。

遡ること、近衛天皇が伊勢神宮奉幣に際して発した宣命には、「天變地妖(てんぺんちよう。天変地異)乃恠は、屢呈志天」〔「台記」久安2年(1146)2月5日条〕と記され、幾ら人民に徳を施しても四海(天下)に迄、行き渡らせることはできず、災変がしばしば出現する現状を憂えていたのである。そこでは平城京時代に於ける、天子の不徳=災異の出来⇒徳の修正、といった中国由来の思想が復活していた様にも見受けられる。天文の異変は「攘(はら)い」、「消す」べき対象であった一方、気象の異変はそれを司る神を「供養」することで何とか鎮めようとしたのである(「台記 巻七」久安3年4月10日条では、「予供養水火雷電神。依夢也、繪像、八三祈」と記述される)。

「天變頻見、恠異重示」〔「宇槐記抄 上」⁽²²⁾久安元年(1145)6月12日条〕とした、12世紀当時に殆ど常套句の如く用いられていた表現法とは、地上側で行なわれている種々の人事には正当性が無く、それ故、天が天変地異や恠異という手法で以って人々に警告を行なっているとした認識がその背景にはあったのである。その具体的な内容の一部が本稿で取り扱って来た気象災害であった。取り分け、夏季に於ける極端な暑熱の状況とは、人々に末法観に纏わる灼熱地獄一焦熱・大焦熱といった六道の八大地獄、を想起させていたものかもしれない。この時期の対気象観を窺う

上でも、仏教からの影響を排除して考えることはできなかったのである。

註：

- (1) 小林健彦「12世紀日本の気候変動と人心」『新潟産業大学経済学部紀要』（新潟産業大学経済学部）第62号所収、39～62頁、2023年2月]
- (2) 本稿の作成に際して参照した「明月記」は、史料纂集⑧『明月記 第一』（株式会社 続群書類従完成会）1990年10月、『明月記 第一～第三』（株式会社 国書刊行会）、財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻（朝日新聞社）、である。
- (3) 国史大系本（第33巻）『吾妻鏡 後篇』（株式会社 吉川弘文館）2000年6月、に依る。
- (4) 江の島に於ける1978年～1992年間の最高気温は30.2℃（1980年）～33.7℃（1979年）の範囲であった。又、この間に於ける最大風速を観測した方向は、**南西・南南西・南南東・西南西**であり、何れも南側から吹く風（海風）となっていた。国土交通省気象庁「江ノ島 年ごとの値 主要要素」、参照。
- (5) 荒木健太郎氏「南岸低気圧」『天気』63巻8号所収、123（707）～125（709）頁、2016年8月、参照。
- (6) 『日本大百科全書 24』（小学館）1994年1月—「冷夏」、「冷害」の項、参照。
- (7) 『大漢和辞典』（修訂第二版、大修館書店）の「庶徴」の項、参照。
- (8) 杉本忠氏「讖緯説の起源及び發達（一）」『史學』（慶應義塾大學文學部内三田史學會）第十三巻第二號所収、55（233）～103（281）頁、1934年8月—68（246）頁、参照。尚、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』（2015年7月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「4-3:古代の為政者に於ける疾病観」、参照。
- (9) 国立公文書館所蔵本「羣書類従 巻第十八」—「日吉社神道秘密記」（請求番号 214-0039 冊次 0022）、に依る。
- (10) 藪内清、橋本敬造氏「中国史料における新星」『天文月報』（日本天文学会）第60巻 第12号所収、236～240頁、1967年12月]、に依れば、客星とは眼視観測可能な範囲内の光度を持つ恒星や惑星の中に、突如、出現するものであり、その中には彗星も含まれると指摘を行なう。ただ、それ迄、可視限界より暗かった恒星で、爆発現象の発生に伴って、突然、可視範囲内に迄、光度を上昇したものを客星であるとは言うことができないとする。
- (11) 白井正氏「藤原定家は、なぜ超新星の記録を残したか」『あすとろん』（NPO法人 花山星空ネットワーク）第5号所収、11～15頁、2009年1月]、同氏「藤原定家の客星」『天文教育』（一般社団法人 日本天文学普及研究会）71号 Vol.16 No.6所収、11～16頁、2004年11月]、参照。
- (12) 尾留川方孝氏は、齋戒させて、穢れを祭祀から遠ざける理由は祭祀の執行方法に内在していると、崇りという外在的要因に依るものではないと指摘を行なう。それは、齋戒の徹底や穢れからの忌避とは、飽く迄も、祭祀そのものの威厳を保持し、莊嚴にする為であったとする。穢れた状態とは、即ち、祭祀の失敗であると主張する。同氏「平安時代における穢れ観念の多元性」『日本思想史学』（日本思想史学会）第43号所収、63～78頁、2011年9月]、に依る。
- (13) 『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」、に依る。
- (14) 『日本大百科全書 13』（小学館）1995年7月—「前栽」の項、参照。
- (15) 長又高夫氏「寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策」『身延山大学仏教学部紀要』（身延山大学仏教学部）第14号所収、1～17頁、2013年10月]、に依れば、この時、北条泰時が出挙米の返済を借受人に代わって担保することで、在地の窮状を救済しようとしていたと指摘する。それはこの年の春先に、凶作を予想していた有徳人が共倒れになることを恐れて、必要な出挙米の提供を躊躇していることが、飢饉対応を一層困難なものにしてしまうと考えたからであるともしている。泰時は在地社会の流通経済に対して過度に介入することは避け、在地で営業する有徳人も、貧窮民も、共に利益を得る方策を勘案していたと指摘を行なう。
- (16) 『日本大百科全書 20』（小学館）1994年1月—「風神」、「風神祭」の項、参照。
- (17) 国史大系本『日本三代實録』（株式会社 吉川弘文館）1991年10月、に依る。
- (18) 『国史大辞典』（株式会社 吉川弘文館）の「兵庫」、「兵庫職」、「兵庫寮」の項、参照。
- (19) 同氏「北の辺境・佐渡国の特質」『古代の越後と佐渡 一環日本海歴史民俗学叢書12』（高志書院）2005年3月、所収—「兵庫震動と佐渡の神階叙位」の項、参照。
- (20) 朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊 第一（朝鮮総督府）1938年、に依る。
- (21) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ～北陸、新潟県域の古代と中世～』（2015年10月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「2-7:地震と「震動」、兵庫」、参照。
- (22) 以上、増補 史料大成本『台記 一』、『台記 二』、『台記別記 宇槐記抄』（株式会社 臨川書店）1975年11月、に依る。

参考文献表：

⑩当該表は著者名（辞典、事典、史料等の場合は発行所）の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典・事典・史料等の場合には、その発行年月を省略したものもある。

●相沢央氏「北の辺境・佐渡国の特質」『古代の越後と

- 佐渡 一環『日本海歴史民俗学叢書12』高志書院、2005年3月、所収]
- 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻、朝日新聞社
 - 荒木健太郎氏「南岸低気圧」(『天気』63巻8号所収、2016年8月)
 - 白井正氏「藤原定家の客星」(『天文教育』71号 Vol.16 No.6所収、2004年11月)
 - 白井正氏「藤原定家は、なぜ超新星の記録を残したか」(『あすとろん』第5号所収、2009年1月)
 - 尾留川方孝氏「平安時代における穢れ観念の多元性」(『日本思想史学』第43号所収、2011年9月)
 - 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
 - 『明月記 第一～第三』株式会社 国書刊行会
 - 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
 - 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
 - 史料纂集⑧『明月記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1990年10月
 - 国史大系本(第33巻)『吾妻鏡 後篇』株式会社 吉川弘文館、2000年6月
 - 国史大系本(第53巻)『公卿補任 第一篇』株式会社 吉川弘文館、2000年12月
 - 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
 - 国史大系本『日本三代實録』株式会社 吉川弘文館、1991年10月
 - 増補 史料大成本『台記 一』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 増補 史料大成本『台記 二』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 増補 史料大成本『台記別記 宇槐記抄』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 国立公文書館所蔵本「羣書類従 卷第十八」—「日吉社神道秘密記」(請求番号 214-0039 冊次 0022)
 - 国土交通省気象庁「江ノ島 年ごとの値 主な要素」
 - 国土交通省気象庁「京都府の気候変動(真夏日他)いま—「京都における熱帯夜の年間日数」
 - 国土交通省気象庁「二酸化炭素 最新の経年変化図」—「気象庁の観測点における二酸化炭素濃度及び年増加量の経年変化(1988～2022年)」—「二酸化炭素濃度 (PPM)」
 - 『日本大百科全書』小学館
 - 杉本忠氏「讖緯説の起源及び發達 (一)」(『史學』第十三巻第二號所収、1934年8月)
 - 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
 - 朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊 第一、朝鮮総督府、1938年
 - 長又高夫氏「寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策」(『身延山大学仏教学部紀要』第14号所収、2013年10月)
 - 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」(請求記号 WA7-102)
 - 『世界大百科事典』初版、平凡社
 - 『理科年表 令和2年 第93冊』丸善出版株式会社、2019年11月

- 藪内清、橋本敬造氏「中国史料における新星」(『天文月報』第60巻 第12号所収、1967年12月)

注記：

本稿に於ける和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」、太陰太陽暦とグレゴリオ暦・太陽暦間の換算は「KEI+SAN 生活や実務に役立つ計算サイト」の「和暦から西暦変換(年月日)」(CASIO)に基づいた。

又、本稿中で使用した標高、距離等の表示は、「YAHOO JAPAN! 地図」の「距離計測」、「Google マップ」の「地図検索」、及び、「国土地理院 電子国土Web」の「標高表示値」、に依った。

尚、本稿中に於いては、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文を、必要最小限度内で、その一部分を引用、編集、加工し、使用している部分が存在することを明示しておく。その場合には、「註」に於いて該当箇所を明示した。

